

## ▲Universal Oneサービス契約約款（第4編）の廃止

（令和2年5月29日 D P Sサ第00654529号）

実施 令和2年7月1日

Universal Oneサービス契約約款（第4編）（平成23年B N Sネサ第100017号）は、廃止します。

### 附 則

（実施期日）

1 この約款は、令和2年7月1日より実施します。

（経過措置）

2 この約款実施前に、当社のUniversal Oneサービス契約約款（第4編）（以下「旧約款」といいます。）の規定に基づき締結している次表左欄の契約は、この約款実施の日において、当社のUniversal Oneサービス契約約款（第1編）に定める同表右欄の契約に移行したものとします。

イーサネット通信サービス契約 第2種契約	Universal Oneサービス契約 回線契約 レイヤーの区別がレイヤー2に係るもの 通信の区分がギャランティアクセスに係るもの
イーサネット通信サービス契約 第5種契約	Universal Oneサービス契約 回線契約 レイヤーの区別がレイヤー2に係るもの 通信の区分がギャランティアクセスに係るもの
イーサネット通信サービス契約 第6種契約 通信の区別がグレード1に係るもの	Universal Oneサービス契約 回線契約 レイヤーの区別がレイヤー2に係るもの 通信の区分がギャランティアクセスに係るもの
イーサネット通信サービス契約 第6種契約 通信の区別がグレード2に係るもの	Universal Oneサービス契約 回線契約 レイヤーの区別がレイヤー2に係るもの 通信の区分がバーストアクセスに係るもの
イーサネット通信サービス契約 第7種契約 通信の区別がグレード1に係るもの	Universal Oneサービス契約 回線契約 レイヤーの区別がレイヤー2に係るもの 通信の区分がギャランティアクセスに係るもの
イーサネット通信サービス契約	Universal Oneサービス契約

<p>第7種契約 通信の区別がグレード2に係るもの</p>	<p>回線契約 レイヤーの区別がレイヤー2に係るもの 通信の区分がバーストアクセスに係るもの</p>
-----------------------------------	--

- 3 この約款実施の日において、この附則の2の表の左欄の契約に係る通信グループ代表者から、Universal Oneサービス契約約款（第1編）に規定する代表契約の申込みがあったものとみなし、その通信グループ代表者と当社との間で代表契約を締結したものとします。
- ただし、その契約に係る通信グループとの間で通信することができる代表契約をすでに締結している場合は、この限りではありません。
- 4 この約款実施前に、旧約款により締結された契約に係る次に掲げる事項については、この附則の2の表の右欄の契約において、なお従前のとおりとします。
- ただし、この附則の2の表の右欄の契約において、種類等の変更等があった場合は、この限りではありません。
- (1) 期間等（最低利用期間を含みます。）に係る起算日等
  - (2) 料金等（特約を締結している場合は、その特約事項を含みます。）
  - (3) 品目及び通信又は保守の態様による細目（この附則の2の表で定めるものを除きます。）
  - (4) 付加機能
  - (5) 附帯サービス
  - (6) Universal Oneサービス契約約款（第7編）に規定するGroup-Etherサービスに係る電気通信設備との間の通信
  - (7) 故障通知時間S L Aは適用しないこと
- 5 当社は、この約款実施前に、旧約款により締結された契約においてイーサネット通信サービス契約者が付加機能（故障通知機能に限ります。）を利用していない場合については、この附則の2の表の右欄の契約において、そのUniversal Oneサービスがまったく利用できない状態であっても、その旨の通知を行いません。
- ただし、この附則の2の表の右欄の契約において、種類等の変更等があった場合は、この限りではありません。
- 6 この約款実施前に、旧約款の規定により生じた支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。